

(平成25年7月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認九州地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 5 件

九州（鹿児島）厚生年金 事案 4720

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和46年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月1日から同年8月1日まで

私は、昭和46年4月1日から50年10月15日まで継続してA社に勤務し、その間厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間を、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び同社が提出した退職者一覧から判断すると、申立人は、昭和46年4月1日から50年10月15日までの期間において、同社に継続して勤務し（A社本社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、オンライン記録により、申立人と同様にA社本社から同社C事業所に異動していることが確認できる同僚に係る「労働者記録名簿」の記録から判断すると、昭和46年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の、昭和46年8月のA社C事業所に係る社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、納付を確認できる関連資料を保管していないため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から51年12月までの期間及び54年4月から59年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年7月から51年12月まで
② 昭和54年4月から59年6月まで

申立期間①について、私は昭和49年12月頃にA市B町にあったA市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料をどこでどのように納付したかは全く憶^{おぼ}えていないが、婚姻期間中は保険料を納付したはずであるので、申立期間①のうち50年7月から同年11月までの期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

また、申立期間①のうち昭和50年12月から51年12月までの期間についても国民年金に加入し保険料を納付していたが、当該期間が国民年金に未加入とされていることに納得できない。

申立期間②の保険料は、A市役所の国民年金課の窓口で納付した。領収書を渡されたかどうかは憶^{おぼ}えておらず、担当者の氏名もはっきりしないものの、顔は憶^{おぼ}えているので、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

両申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻期間中の昭和49年12月にC町（現在は、D町）で払い出され、申立人に係る特殊台帳によると、国民年金被保険者資格の最初の取得日は、同年同月26日と記載されており、同年同月から50年6月までの7か月間の保険料は納付済みとされ、同年12月20日付けで被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、申立期間①のう

ち、同年12月から51年12月までの期間については、申立人が国民年金に加入していたことを確認できる資料等はなく、当該期間は未加入期間であり、保険料を納付できなかったものと判断される。

また、申立人は、国民年金の加入手続を昭和49年12月にA市役所で行ったと主張しているが、今回、A市から入手した住民票によると、申立人の住所は、51年9月10日までC町にあったことが確認できることから、制度上、住所の無いA市役所で加入手続を行うことはできない上、申立人は申立期間①の国民年金保険料を、どこでどのように納付したかは全く憶^{おぼ}えていないとしており、具体的な納付状況について確認することができない。

2 申立期間②については、申立人の基礎年金番号となっている記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和59年12月にA市で払い出されていることが確認できる。

また、昭和59年11月28日に作成された申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿には「職適」の印が押されており、当該名簿の作成時点までA市において国民年金に未加入だった申立人が、職権適用によって、その直前に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した54年4月13日に遡って国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できる。このため、当該職権適用が行われるまでは申立期間②は国民年金の未加入期間として取り扱われており、当該期間の保険料を納付できなかったものと判断される。

3 申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）がなく、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 2 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月から 55 年 3 月まで

昭和 52 年 10 月頃、A 市 B 区国民年金担当課の職員から国民年金に加入するよう頻りに電話があり、加入した時点から国民年金保険料を納付しても満額の年金は受給できないので、20 歳まで遡っての一括払いを勧められ、自宅に集金に来てもらい納付した。申立期間が未加入期間及び未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 10 月頃、A 市 B 区国民年金担当課の職員から、一括払納付を勧められたので、自宅に集金に来てもらい納付したと主張している。

しかしながら、A 市 B 区の国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 55 年 8 月 19 日に払い出されていることが確認できる上、申立人に係る同区の国民年金被保険者名簿により、当該記号番号の払出時点において、52 年 10 月 28 日に遡って強制加入の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立期間当時、申立人に対して別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人の記号番号が払い出される時点までは、申立人は国民年金には未加入であり、保険料を納付することはできず、当該記号番号が払い出された時点においても、申立期間のうち、昭和 43 年 2 月から 53 年 6 月までの期間については、時効により遡って保険料を納付することはできなかつたと判断される。

さらに、申立人は申立期間の保険料を一括して納付したと申し立てているものの、申立人が保険料を納付したとする昭和 52 年 10 月は、第 2 回特例納付（昭和 49 年 1 月から 50 年 12 月までの期間に実施）及び第 3 回特例納付

(昭和 53 年 7 月から 55 年 6 月までの期間に実施) のいずれの実施期間にも該当しない。

加えて、A 市は、昭和 49 年 3 月から納付書による納付方式を導入しており、同市の職員は現金による納付手続を行わないことから、納付指導のために被保険者の自宅を訪問した場合でも、保険料の免除を希望する者に、その場で免除申請書に記載してもらう程度であり、国庫金である過年度保険料を市が収納することは無かったと回答している。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 1 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月から 50 年 3 月まで

私は、20 歳の誕生日の 1 日前に、父から、国民の義務だから国民年金の加入手続をしてきたと言われた。申立期間当時は両親が経営する事業所で働いており、父が当該事業所を訪れる集金人を通じて国民年金保険料を納付していた。父は、私の姉と従業員の分も含め納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時は両親が経営する事業所で働いており、父親が当該事業所を訪れる集金人を通じて国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 11 月 25 日に申立人の姉と連番で払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間の保険料は、申立人の記号番号が払い出された時点では過年度保険料となるが、A 市は、過年度保険料については、集金人には原則として取り扱わせていなかったと回答している。

さらに、申立人は、その父親が申立人の姉と従業員の分も含めて保険料を納付していたはずであると主張しているところ、オンライン記録では、申立人の姉についても申立期間の保険料は未納とされている上、従業員については、申立期間に国民年金の被保険者であったことが確認できない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の父親は、既に死亡しており、申立人の保険料の納付状況が不明である上、申立人及びその父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 57 年 4 月時点で既に 20 歳になっており、私の母が国民の義務だからと言って国民年金の加入手続をし、申立期間の保険料を納付してくれていたことを憶^{おぼ}えているので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 4 月に、申立人の母親が国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の記号番号に係る被保険者の国民年金加入状況から判断すると、申立人の記号番号は 61 年 3 月に払い出されたことが推認でき、当該払出日において申立期間のうち 57 年 4 月から 58 年 12 月までの期間については、時効により、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の国民年金被保険者名簿では、申立期間における保険料は未納とされていることが確認できる上、申立人に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の母親は高齢のため、申立期間の保険料の納付金額、納付方法等に関する供述を得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州（福岡）国民年金 事案 2667

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から52年3月までの期間及び59年4月から61年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年10月から52年3月まで
② 昭和59年4月から61年6月まで

申立期間①については、父親の事業を継ぐこととなり、私が元妻の分と合わせて国民年金の加入手続を区役所出張所で行い、その後の国民年金保険料も納付した。

また、申立期間②については、金融機関を通じて毎月納付しており、まとめて納付したこともない。

申立期間①及び②の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿には「資格得・申 52.12.9 届」と記載されており、申立人の国民年金の加入手続は、昭和52年12月9日に行われたと考えられるところ、申立期間は未納と記録されている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の記号番号に係る被保険者の国民年金加入状況から判断すると、申立人の記号番号は昭和52年12月に払い出されていることが推認できることからみても、加入手続が行われたのは同年同月と考えられ、当該時点では、申立期間①のうち47年10月から50年9月までの期間は、時効により保険料を納付することができない期間である上、当該払出以前に、申立人に対して別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、前述の払出時点では、申立期間のうち昭和50年10月から52年3月までの保険料は、過年度保険料として納付が可能であるが、申立人は、

国民年金加入直後の保険料の納付方法や金額を記憶しておらず、当該期間に係る保険料の納付状況等が不明である。

2 申立期間②について、前述の被保険者名簿には、「61.7～63.3 納63.9.29 (TEL) 発行」と記載されていることから、申立期間②直後の昭和61年7月から63年3月までの過年度保険料の納付書が63年9月29日に発行された旨の記載が確認できるとともに、オンライン記録により、同年9月30日に、当該過年度保険料と同年4月から同年9月までの現年度保険料が合わせて納付されていることが確認でき、その時点では、申立期間②は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

3 申立人と連番で国民年金手帳記号番号の払出しを受けている申立人の元妻の申立期間①及び②に係る保険料の納付記録は、申立人と同様に未納となっていることがオンライン記録により確認できる。

このほか、申立人が、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から53年3月まで

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることが分かった。当時、私の両親が、私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付していたと思うので、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、基礎年金番号制度が導入された平成9年以前の期間であり、国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号が払い出されていないと、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録において、申立人に記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人の両親は申立期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間に係る申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたとする両親は既に死亡していることから、申立期間に係る国民年金の加入手続き及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人及びその両親が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
A社から交付された給料支払明細書に記載されている申立期間の給与支給額を見ると、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高額となっている。
申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間に係る給料支払明細書により、総支給額に見合う標準報酬月額は 24 万円であることが確認できるものの、厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は 22 万円であることが確認できる。

また、申立事業所において申立期間当時に社会保険事務を担当していた者は、給料支払明細書の「厚生年金」欄の金額は、厚生年金基金保険料と厚生年金保険料を合算した金額を記載していた旨供述しているところ、当該「厚生年金」欄に記載された金額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（22 万円）を基に算出した厚生年金基金保険料と厚生年金保険料を合算した金額と一致していることが確認できる。

さらに、給料支払明細書に記載された「厚生年金」欄の金額に見合う標準報酬月額は、申立事業所が加入していたB厚生年金基金が保管する申立人に係る厚生年金基金加入員台帳に記載されている標準報酬月額及びオンライン記録の標準報酬月額のいずれの記録とも一致している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

九州（佐賀）厚生年金 事案 4722（佐賀厚生年金事案 204、403、1240 及び 1259
の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 7 月 1 日から 45 年 11 月 30 日まで

昭和 23 年頃、従兄弟である A 社の申立期間当時の事業主に誘われて同社の役員として勤務したが、社会保険庁（当時）の記録では、同社での厚生年金保険の加入記録は無いとされている。このため、年金記録確認第三者委員会に対し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと 4 回にわたり申立てを行ったが、いずれも認められないとの決定通知があり、納得できない。

今回、新たな資料として、妹の証言書を提出し 5 回目の申立てを行うので、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間に係る申立てについては、申立人及び当時の事業主は既に死亡していること、申立てを行った申立人の妻の婚姻時期も申立期間後であること、A 社の当時の人事記録、賃金台帳等の資料が確認できないこと、及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載が無いことを理由として、既に年金記録確認佐賀地方第三者委員会（当時。以下「佐賀委員会」という。）の決定に基づき平成 20 年 11 月 27 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 その後、申立人の妻は、A 社に勤務又は手伝いに行っていた申立人の弟妹が、申立人の同社での勤務の実態を証言してくれるはずなので再調査を行ってほしいとして再度申立てしたが、申立人の弟妹からは申立人の同社

における勤務実態や厚生年金保険料の控除等についての供述を得ることができない上、同社に勤務していたとされる申立人の弟についても、同社での厚生年金保険の加入記録を確認することができず、佐賀委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないことから、平成 21 年 7 月 31 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

3 その後、申立人の妻は、新たな資料や証拠は無いものの、申立人が A 社に勤務するに当たって厚生年金保険に加入することを当時の事業主と約束していたので、間違いなく同社に勤務し厚生年金保険に加入していたはずであるという従来の上記主張を繰り返し主張するとともに、申立人が年金を受給できるように制度を改正してほしい旨再度申し立てしたが、当該主張のみでは、佐賀委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認めることができないこと、また、年金制度の改正については、年金記録確認第三者委員会における調査・審議の対象には当たらないとして、平成 24 年 7 月 6 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

4 さらに、その後、申立人の妻は、A 社の当時の事業主が申立人に送付した年賀はがき 3 通（昭和 36 年用、39 年用、41 年用）及び申立人の末弟が申立人に送付したはがき 2 通（38 年使用、39 年使用）を新たな資料として提出し、申立期間に係る厚生年金保険の記録訂正及び遺族年金の受給について再度申し立てしたが、当該はがきには、申立事業所に関する記載は無く、申立人が申立期間において B 県 C 町に所在する A 社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情はうかがえないことから、申立人の妻から提出された当該はがきのみでは佐賀委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認めることができないこと、また、年金制度の改正については、年金記録確認第三者委員会における調査・審議の対象には当たらないとして、平成 24 年 12 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

5 今回、申立人の妻は、申立人の妹の証言書を新たな資料として提出し、申立期間に係る厚生年金保険の記録訂正及び遺族年金の受給について主張している。

しかしながら、商業登記簿により、申立人が申立期間の一部の期間において、申立事業所の取締役であったことが確認できるものの、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情はうかがえないことから、当該証言書のみでは佐賀委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認めすることはできない。

6 そのほかに佐賀委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係

る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人の妻は、併せて遺族年金を受給できるように制度を改正してほしいと再度申し立てているが、年金記録確認第三者委員会は、年金記録の訂正に関し判断を行う機関であり、年金制度の改正については、当委員会における調査・審議の対象ではない。

九州（福岡）厚生年金 事案 4723（福岡厚生年金事案 3284 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第3種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 8 月 11 日から 42 年 7 月 1 日まで
② 昭和 43 年 2 月 2 日から 46 年 1 月 1 日まで
③ 昭和 46 年 8 月 26 日から 47 年 10 月 16 日まで

私は、A社（現在は、B社）に勤務していた期間に係る厚生年金保険の被保険者種別が第1種被保険者となっていることから、第3種被保険者として認めてほしいとして年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、認められなかった。

今回、私が坑内技術員であったことについて、申立期間①は同じ職場で勤務した同僚が証明しており、申立期間②は同じ職場で勤務し、その期間が厚生年金保険第3種被保険者と記録されている同僚が証明している。

また、画像診断報告書により、私が長期間にわたり坑内作業に従事していたために^{ふんじん}粉塵による健康障害を生じたことが証明できる。

さらに、長期にわたって坑内現場作業に従事してきたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金被保険者の種別が第1種被保険者とされているのは、社会保険事務所（当時）の事業所に対する指導の誤り及び長期にわたって確認行為が不十分だった結果によるものと考えられるので、再度審議の上、全ての申立期間を厚生年金保険の第3種被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立人の昭和 29 年 8 月 1 日から 59 年 8 月 1 日までの期間に係る申立てについては、i) A社本社及び各支社支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿等によれば、申立人は、いずれも、厚生年金保険の第1種被保険者となっており、オンライン記録と一致していること、ii) 申立人と同時期に申立事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している 860 人について、第3種被保険者となっている者は確認できないこと、iii) 申立人

が提出した 51 年 5 月及び同年 6 月の給与明細書では、第 1 種被保険者に係る厚生年金保険料が控除されており、第 3 種被保険者に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できること、iv) B 社は、A 社に係る社会保険に係る関連資料は保管していない旨の回答をしていること、v) 申立人と同様に坑内業務に従事していたとして申立人が氏名を挙げた同僚 2 人の被保険者種別は、第 1 種被保険者であることが確認でき、当時、申立事業所では坑内作業に従事していたとする全ての従業員について第 3 種被保険者として加入させていたとは限らない事情がうかがえることを理由として、既に年金記録確認福岡地方第三者委員会（当時）の決定に基づき平成 23 年 2 月 10 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間①及び②において申立人が坑内作業に従事したことについて、同じ職場で勤務した同僚 2 人による証明書を提出し、申立期間を厚生年金保険被保険者の第 3 種被保険者期間として認めてほしいと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、当該同僚 2 人は、それぞれ申立人と同じ職場に勤務していたとしているものの、いずれも当該期間において申立人が厚生年金保険に加入していた A 社とは別の事業所において、それぞれ厚生年金保険の被保険者及び共済組合の組合員であったことが確認でき、申立人について、給与から第 3 種被保険者に係る保険料が控除されていたことをうかがうことはできない。

また、申立人は、提出した画像診断報告書により、長期間にわたり坑内作業に従事していたことが証明できると改めて主張しているが、当該報告書では申立人の給与から第 3 種被保険者に係る保険料が控除されていたことをうかがうことができないことから、今回、申立人が提出した資料は福岡委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情と認められない。

なお、今回申立人は新たな資料として、給料支給明細書、給与所得の源泉徴収票及び県民税・町民税特別徴収税額通知書を提出しているが、いずれの資料も今回の申立期間のものではない上、当該資料からは給与から第 3 種被保険者に係る保険料が控除されていたことをうかがうことはできない。

そのほかに福岡委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の第 3 種被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

一方、申立人は、社会保険事務所の申立事業所に対する指導が誤っており、確認行為が不十分であったと主張しているが、年金記録確認第三者委員会は、申立期間における被保険者資格の届出又は厚生年金保険料の控除に係る事実認定に基づいて記録の訂正の要否を判断するものであり、これと離れて社会保険事務所の事務取扱等の適否について判断するものではない。

九州（鹿児島）厚生年金 事案 4724

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月 2 日から 53 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 52 年 5 月 2 日から 53 年 3 月 31 日までの期間において、A職として、B事業所で勤務した。

C機関では、昭和 51 年 4 月から事業所ごとに厚生年金保険の適用事業所とし、A職を厚生年金保険に加入させることとする取扱いとなっていたが、申立期間の記録が確認できなかった。

私は、申立期間においてA職であったことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する人事記録から、申立人がB事業所のA職として昭和 52 年 5 月 2 日から 53 年 3 月 31 日までの期間において勤務したことが認められるところ、D機関通知（昭和 51 年 5 月 31 日付け）及びC機関通知（昭和 51 年 7 月 1 日付け）により、「A職」については 51 年 4 月 1 日から厚生年金の保険適用対象となること、及び各事業所の責任者が事業主となり届出を行うこととすることとされたことが確認できる。

しかしながら、事業所番号等索引簿により、B事業所は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、B事業所の事業主は、関係書類は廃棄しており、保険料の控除については不明である旨を回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 4725

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 8 月 30 日から 15 年 6 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金記録の照会を行ったところ、申立期間についてA社（現在は、B社）での被保険者記録が無いことが分かった。C社を辞めてすぐにA社に入社したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 14 年 8 月 30 日にA社に入社したと申し立てしているところ、B社が保管する平成 15 年 3 月分から同年 5 月分までの給与支給明細書及び申立人が提出したD金融機関の預金取引明細照会により、申立人は、申立期間のうち同年 3 月から同事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、前述の給与支給明細書によると、当該期間の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、B社は、申立人は、平成 15 年 3 月から短期雇用者として勤務しており、常勤雇用となった同年 6 月分の給与から、厚生年金保険料の控除を開始したと回答している。

また、雇用保険の記録から、申立人は申立期間中の平成 14 年 9 月 18 日に公共職業安定所に求職の申込みを行い、同年 12 月 25 日から 15 年 1 月 6 日まで雇用保険の基本手当を受給していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。